

日本時計学会投稿規程

1995年12月15日改定

2000年8月18日改定

2006年4月28日改定

2022年12月16日改定

2023年12月15日改定

1. 著作権

- 1.1 本学会誌マイクロメカトロニクス（以下、本学会誌）に掲載された記事の著作権は本学会に帰属する。
- 1.2 本学会誌に掲載された記事の一部または全部を、その著者が自己の著作物に、著作権法の範囲内で引用・複製・翻案・翻訳などを行うことは差し支えない。ただしその場合、事前に本学会に文書で申し出を行ない本学会の了承を得た上で、本学会の著作物であることを明示する。

2. 掲載記事の種類

本学会誌に掲載する記事の種別は以下とする：

(1) 学術論文

(1-1) 研究論文

時計および時計周辺技術（広い意味で）に関して独創性・有用性・発展性のある内容を含む、理論・技術・知見・実験結果・考察などを記述した論文であって、学術論文としてのオリジナリティ、内容、および形式を有するもの。

(1-2) 技術論文

時計および関連製品についての技術的内容、関連技術に関する速報的な内容、等を記述する論文であって、学術論文としてのオリジナリティ、内容、および形式を有するもの。

(2) 一般記事

(2-1) 解説

特定のテーマについて、個別に解説した記事。

(2-2) 講座

本学会が企画し、複数の号にわたって特定のテーマについて体系的に解説した記事

(2-3) レビュー

(2-4) 製品紹介

本学会の会員である企業または個人が、その製品についての紹介を行う記事。

(2-5) 分科会報告

本会に設置された分科会の活動についての報告.

(2-6) イベント報告 (学術講演会報告, 研究会報告, 見学会報告, 他)

(2-7) ディスカッション

本学会誌に掲載された学術論文に対する, 読者の質問, 意見など, およびそれに対する著者の回答などを掲載し, 誌上での討論を公開する.

(2-8) 会報

(2-9) その他

3. 投稿

3.1 学術論文については, その著者の内少なくとも1名が, 少なくとも投稿時から採録時までの期間, 本学会個人会員 (正会員, 学生会員, または, 名誉会員) であることを原則とする. ただし, 本学会が認めた場合はこの限りではない.

3.2 学術論文以外の記事については, 投稿資格に制限は設けない.

3.3 記事の内容については, 著者が全責任を負うものとする. 著者は他の著作物から図, 表, 文章, 数式, その他を転載する場合には, その著作権者および発行者の許可を得るとともに, 参考文献等で出典を明示する.

3.4 投稿する学術論文は著者の原著であり, 他の学術雑誌等に未投稿のものに限る. また, 学術論文として既に公表された記事と大きく重複するものは投稿を認めない. なお, 大学, 公的研究機関, 企業などの発行する紀要, 所報, 技報などの出版物については学術雑誌とはみなさない. また, 講演会, シンポジウム, ワークショップ, 研究会等の講演論文集, プロシーディングスに掲載された原稿も, 学術論文とはみなさない.

3.5 使用言語は日本語または英語とする.

3.6 学術論文原稿は原則として, 本学会の定めるテンプレート形式の「投稿フォーマット」(Word ファイル) により作成するものとする. 一般記事の形式については, 学会が個別に指定する.

3.7 投稿の際は, Word 形式の原稿の他に, PDF 形式の原稿, および必要事項を記入した「原稿連絡票」を, 指定のメールアドレス宛の電子メールの添付ファイルとして送付する.

4. 校閲

4.1 学術論文については, 1名以上の校閲者による校閲を行う. 一般記事については, 原則として校閲は行わないが, 必要に応じて編集委員会が修正を依頼する場合がある.

4.2 校閲のプロセスは本学会の「校閲規程」に基づき, 編集委員会が指定する「校閲連絡委員」が担当する. 「校閲連絡委員」は著者と校閲者との連絡を仲介する他, 掲載までの手続を遂行する.